



児童手当



に変わりました

1人当たり支給額表(月額)

3歳未満		15,000円
3歳～ 小学校修了	第1、2子	10,000円
	第3子	15,000円
中学生		10,000円
所得制限額(注1)以上の世帯 ※平成24年6月分から適用		5,000円 年齢に関係なく一律

(注1) 所得制限額は、年間収入額960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定しています。扶養親族人数によって限度額が変わりますので、詳細は市ホームページをご参照ください。

「子ども手当」は、今年4月1日から「児童手当」に変わりました。支給月額、支給要件など、これまでと同様ですが、平成24年6月分(平成24年10月支給分)からは所得制限が実施されます。所得制限額を超える世帯については、月額で、一人につき一律5千円の支給となります。

■**児童手当の申請手続**
平成24年3月31日現在、市で子ども手当の認定を受けている方は、児童手当の申請があったものとみなす「みなし認定」とされますので、改めて申請手続を行う必要はありません。

■**子ども手当の申請手続の延長**
平成23年10月からの子ども手当の手続がまだお済みでない方は、申請期限が平成24年9月30日まで延長されましたので、早めにご手続を行ってください。

※児童手当の詳細については、市ホームページをご覧ください。
(<http://www.urasoel.jp>)
市ホームページサイト内検索「児童手当」

問い合わせ 児童家庭課
☎876-1234
(内線3618)

(新)所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得額(単位:円)
0人	622万
1人	660万
2人	698万
3人	736万
4人	774万
5人	812万

(平成24年4月1日から)

※所得には、一定の控除があります。詳しくは児童家庭課までお問い合わせください。

■**助成対象**
【0歳から5歳までの子】(注2)入院・外来医療費とも助成対象です。

※平成23年度の所得が限度額以内の場合は、登録手続により4月診療分から支給できます。

【4歳から小学校就学前までの子】入院医療費のみ助成対象です。

※入院時に受給資格登録の手続をお願いします。医療費の領収書は大切に保管してください。

■**手続に必要なもの**

- 健康保険証
- ※父母(保護者)および対象乳幼児の保険証
- 保護者名義の普通預金通帳
- 印鑑(認め印可)
- 平成23年度所得課税証明書

※平成23年1月1日(他市町村に在住の方のみ提出が必要)です。

※所得、課税、控除額記載のもの

(注2) 4歳の誕生日の前日が属する月まで対象です。

問い合わせ 児童家庭課
☎876-1234
(内線3611)

乳幼児医療費助成制度のおしらせ

市では、小学校就学前までの乳幼児の医療費について助成を行っています。

平成24年4月1日から法令の改正により所得制限の限度額が変わり、これまで所得の制限のため、助成が受けられなかった方も平成23年度所得(平成22年中の収入)が新しい限度額(表参照)以内の場合は、助成対象となります。

平成24年4月診療分から助成を受けるには、児童家庭課窓口で資格登録手続が必要ですので、必要書類を添えて手続してください。

国民健康保険における一部負担金の減額・免除・徴収の猶予について

国民健康保険では、世帯主が災害などの特別な理由および収入要件により一部負担金の支払いが困難と認められた場合、その世帯の国保加入者の一部負担金の免除、減額または徴収の猶予を受けることができます。

一部負担金とは…

医療機関などで保険証を提示すれば掛かった費用の一部を支払うだけで診療を受けることができます。そのとき医療機関の窓口で支払う医療費の一部を一部負担金といいます。入院・外来の保険医療給付費(医科・歯科・調剤)が対象となります。

措置を受けることができる要件など

●特別な理由

<p>震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、または資産に重大な損害を受けたとき</p>	<p>干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき</p>	<p>事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき</p>	<p>重篤な疾病または負傷により、死亡し、若しくは心身に重大な障がいを受け、または長期入院したとき</p>
--	--	---------------------------------------	---

●収入要件によって決定される措置

措置	収入要件
免除	当該世帯の認定収入月額(※1)が基準最低生活費(※2)に1.1を乗じた金額以下の場合、 全額免除
減額	当該世帯の認定収入月額(※1)が基準最低生活費(※2)に1.2を乗じた額以下で、かつ、基準最低生活費(※2)に1.1を乗じた額を超える場合、 一部負担金の5割を減額
徴収の猶予	当該世帯の認定収入月額(※1)が基準最低生活費(※2)に1.3を乗じた額以下で、かつ、基準最低生活費(※2)に1.2を乗じた額を超える場合、 申請した月から6か月目の末日を超えない範囲

※1 生活保護法による保護の実施要綱第7により認定する収入
※2 生活保護法による保護の基準の1に規定する生活扶助、教育扶助および住宅扶助の月額合算額

●措置の期間

申請した月から6か月目の末日を超えない範囲です。この場合、同じ理由により再度この措置を受けようとするときは、その通算した期間が6か月を超えない範囲になります。

申請方法

- 下記の申請に必要なものを添えて、浦添市 国民健康保険課の窓口で申請してください。
- 収入に関する証明書(給与明細や預金通帳など)
 - 特別な理由に該当することが確認できる書類(罹災証明書や医師の意見書など)
 - 保険証
 - 世帯主の印鑑(認め印可)
 - 本人確認ができるもの(免許証、パスポートなど。詳しくはお問い合わせください)

【問い合わせ】国民健康保険課 給付係 ☎876-1234 (内線3713~3715)